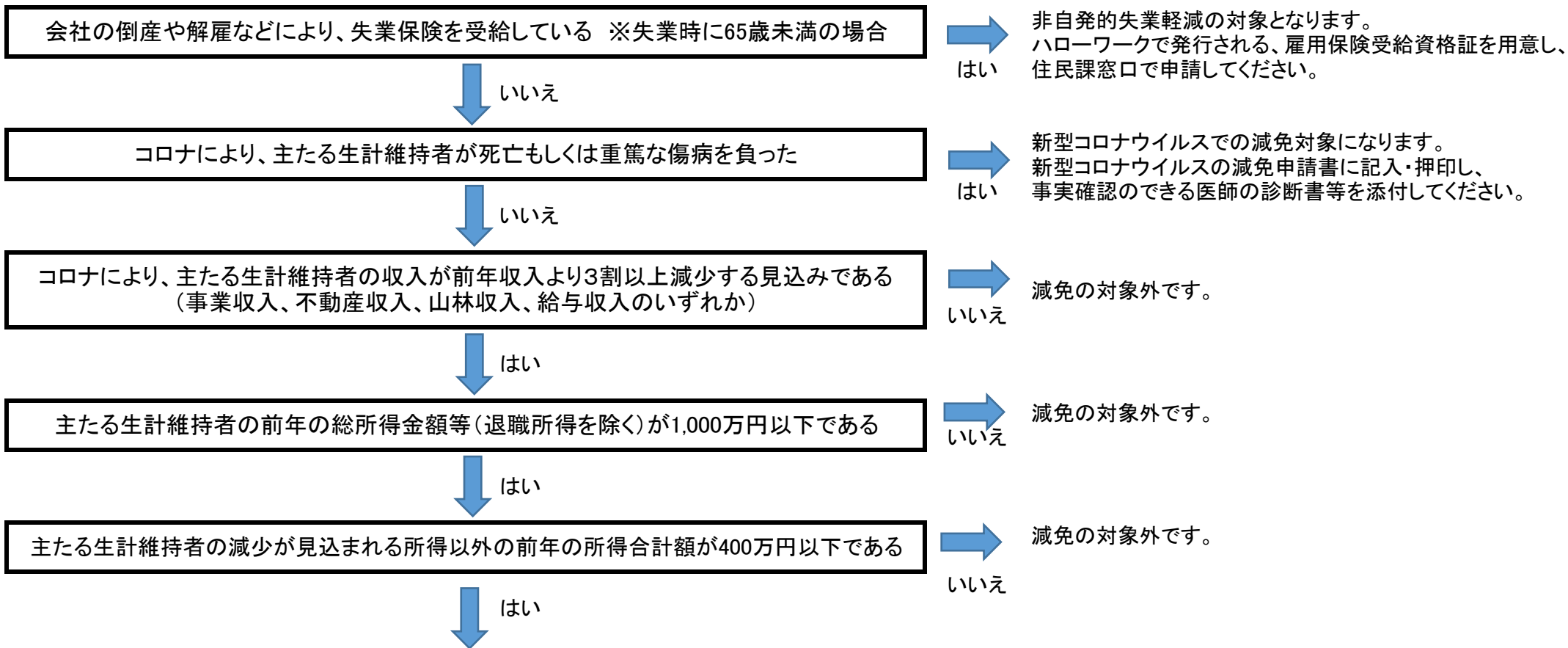


新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税 減免対象の確認について



新型コロナウイルスでの減免対象となります。

- ・国民健康保険税減免申請書、令和2年收入見込み申告書
- ・申請時点までの収入額が確認できるもの(会計帳簿や給与明細等)
- ・廃業をした場合は、廃業届など
- ・失業された場合は、事業主の証明、雇用保険受給者資格証または離職票を添付し提出してください。(非自発的失業者に該当する場合は対象外です)

令和2年中の収入見込み金額が前年収入の10分の3以上の減少が見込まれない場合は、減免の対象外となります。

※世帯内で未申告者がいる場合は減免の対象とならない為、先に所得の申告書の提出が必要です。